

茨城県土木部が発注するＩＣＴ活用促進工事（地盤改良工）の実施要領

（目的）

第１条 この要領は、県内建設業界にＩＣＴ施工技術を普及・拡大させるための取組みの一環として、茨城県土木部がＩＣＴ活用促進工事（地盤改良工）（以下「ＩＣＴ工事」という。）を発注等するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（ＩＣＴ工事の関係基準）

第２条 ＩＣＴ活用に当たっては、本要領に定めることその他、以下に示す国土交通省（以下「国」という。）が定めた基準類を必要に応じ準用する。

（参照ＵＲＬ）国ホームページ

※ホーム>政策・仕事>技術調査>建設施工・建設機械>ＩＣＴの全面的な活用>要領関係等（ＩＣＴの全面的な活用）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

（ＩＣＴ活用）

第３条 ＩＣＴ活用とは、以下に示す（１）～（５）に示すＩＣＴ施工技術を活用することをいう。

（１）３次元起工測量

起工測量において、３次元測量データを取得するため、以下から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
- エ ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- オ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量
- カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ク その他の３次元計測技術を用いた起工測量

（２）３次元設計データ作成

（１）で計測した測量データと設計図書の図面データを用いて、３次元設計データを作成する。

なお、ＩＣＴ地盤改良工の３次元設計データとは、国の「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工（スラリー攪拌工）編）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。

（３）ＩＣＴ建設機械による施工

（２）で作成した３次元設計データを用い、下記１）２）に示すＩＣＴ建設機械を

作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機
- 2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (3) による工事の施工管理において下記に示す方法により出来形管理を実施する。
 - 1) 施工履歴データを用いた出来形管理
- (5) 3次元データの納品
- (4) による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。
- ア 出来形管理

(ICT工事の対象)

第4条 ICT工事の対象工事(発注工種)は、原則「一般土木工事」として下記工種に該当する工事とする。

(1) 対象工種

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

地盤改良工

路床安定処理工

表層安定処理工

固結工(中層混合処理)

固結工(スラリー攪拌工)

バーチカルドレーン工(ペーパードレーン工)

サンドコンパクションパイル工

(2) 適用対象外

- 1) 従来施工において、茨城県土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は適用対象外とする。
- 2) 事業等の性質上、ICT活用による工事費の増が認められない工事(災害復旧工事等)

(3) 対象規模

ICT活用工事(地盤改良工)の対象規模は、第4条(1)対象工種を条件とし、数量は規定しない。

(ICT工事の発注)

第5条 第3条に基づくICT工事の発注は、以下の(1)～(2)のうちのいずれかの方式によることとする。

(1) 受注者希望型

- ・発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。
- ・ＩＣＴ活用については、契約後、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定することとする。

(２) その他の工事（受注者の申し入れ）

- ・（１）により発注された工事以外においても、契約後、受注者からＩＣＴ活用の申し入れがあった場合には、発注者は協議に応じることとする。
- ・この場合の手続きについては、（１）受注者希望型に準ずる。

（工事成績評定等）

第６条 ＩＣＴ工事を通じ実施されたＩＣＴ活用による生産性向上に向けた受注者の優れた取組について、工事成績評定において評価することとする。

２ ＩＣＴ工事のうち、受注者希望型の受注者が、受発注者協議によりＩＣＴ活用を行うとしたにも関わらず、そのＩＣＴ活用を正当な理由なく行わない場合、契約条件違反として取り扱う（受注者からの申し入れの場合も同様とする）。

附 則

この要領は、令和７年８月１日以降起工決議する工事から適用する。

特記仕様書（例）

1 工事の特記仕様書（例）

（ＩＣＴ活用について）「受注者希望型」

第〇条 本工事は、「ＩＣＴ活用促進工事」（以下、本条において「ＩＣＴ工事」という。）であり、「茨城県土木部が発注するＩＣＴ活用促進工事（地盤改良工）の実施要領」第４条第１項（１）に規定する「受注者希望型」を適用する。

２ ＩＣＴ活用に当たっては、以下に示す国土交通省（以下「国」という。）が定めた基準類を必要に応じ準用する。（参照URL）国ホームページ

※ホーム>政策・仕事>技術調査>建設施工・建設機械>ＩＣＴの全面的な活用>要領関係等（ＩＣＴの全面的な活用）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

３ ＩＣＴ活用については、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定する。なお、協議に当たっては、要領第３条第１項に示すＩＣＴ施工技術のうち、「３次元起工測量」、「３次元設計データ作成」、「ＩＣＴ建設機械による施工（施工管理システム）」、「施工履歴データによる出来形管理等の施工管理」及び「施工履歴データ及び３次元データの納品」を基本とする。

４ 受発注者協議の結果、ＩＣＴ活用を行うこととなった場合は、その協議結果に基づき設計変更を実施する。

５ 工事成績評価においては、ＩＣＴ活用による生産性向上に向けた優れた取組について評価する。